

公益財団法人加古川食肉公社
平成 29 年度第 2 回定時理事会議事録

1. 種類 平成 29 年度 第 2 回公益財団法人加古川食肉公社定時理事会
2. 開催日時 平成 30 年 3 月 20 日（火） 午後 2 時 30 分から午後 3 時 20 分まで
3. 開催場所 加古川食肉センター会議室
4. 理事数 現在数 7 名（定足数 4 名）
5. 出席理事 理事 7 名 監事 2 名

（出席理事：松岡勝昭、松本恭明、中尾國俊、平井敏樹、田口元茂、早瀬良太、福谷彰博）

（出席監事：平井良幸、山本賢吾）

6. 議題

報告事項

報告第 2 号「公益財団法人加古川食肉公社理事長、副理事長及び常務理事の職務執行状況について報告のこと」

決議事項

議案第 13 号「専決処分の承認を求めること」

議案第 14 号「平成 30 年度公益財団法人加古川食肉公社事業計画を定めること」

議案第 15 号「平成 30 年度公益財団法人加古川食肉公社収支予算を定めること」

議案第 16 号「公益財団法人加古川食肉公社非業務執行理事・監事の賠償責任限定契約に関すること」

議案第 17 号「公益財団法人加古川食肉公社理事長専決規程の一部を改正する規程制定のこと」

付 帯 決 議「議決事項中、権利義務に関さない軽微な事項の修正並びに違算誤字の訂正は、理事長に一任する。」

7. 理事会の議事の経過の要領及びその結果

定刻にいたり、事務局より平成 29 年度第 2 回定時理事会の開催を宣言し、理事会運営規程第 6 条第 1 項の規定により理事長が議長に就任し、議事進行した。

議 長：理事の出席状況を事務局に報告させた。

事 務 局：理事 7 名中出席 7 名の出席を得ており、本日の理事会が理事会運営規程第 7 条の規定による定足数をもって、成立する旨を告げた。

- 議 長：議事録署名人については、定款第 32 条第 2 項の規定により、山本賢吾監事、平井良幸監事及び松岡勝昭理事長になる旨を告げた。
- 議 長：報告第 2 号 公益財団法人加古川食肉公社理事長、副理事長及び常務理事の職務執行状況について報告のこと、について、業務執行理事を代表して中尾常務理事より報告をさせたのち、報告内容について理事の質疑を求めた。
- 議 長：理事の質疑がなかったので、本案を原案のとおり承認することについて諮ったところ満場一致で決定した。
- 議 長：議案第 13 号 専決処分承認を求めること、について、事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。
- 議 長：理事の質疑がなかったので、本案を原案のとおり承認することについて諮ったところ満場一致で決定した。
- 議 長：議案第 14 号 平成 30 年度公益財団法人加古川食肉公社事業計画を定めること、について、事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。
- 議 長：理事の質疑がなかったので、本案を原案のとおり承認することについて諮ったところ満場一致で決定した。
- 議 長：議案第 15 号 平成 30 年度公益財団法人加古川食肉公社収支予算を定めること、について、事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。
- 理 事：負担金収入の施設設備 9,360 万円は、支出のセリ機購入と受水槽取替に回るのか。また、9,360 万円はどこからの収入か。
- 事 務 局：そのとおり。9,360 万は市からの収入となる。
- 理 事：例年の運営負担金に加えて、セリ機と受水槽の取替が必要ということが認められて 9,360 万円が新たに負担金として組まれたということか。
- 事 務 局：そのとおり。
- 理 事：セリ機購入の方法は、競争入札になるのか。
- 事 務 局：5 月の平成 30 年度第 1 回定時理事会でも諮るが、基本的にはプロポーザル方式を予定している。単に金額が安いというだけではなく、金額も含めてセリ機の中身が使い勝手のいい方を選んでいきたいということで、複数の職員が個別に採点して業者選定をするというプロポーザル方式を予定している。
- 理 事：どのようなスケジュールか。
- 事 務 局：5 月の定時理事会に諮った後に事務を進めていくので、8 月頃に業者が決定してからセリ機を作り、年明けの 1 月ぐらいにセリ機を入れ替えるという流れになる。

- 理事：以前、電気代を安くするために電力供給会社を関西電力から変えたが、今度は関西電力に戻るのには安くなるからか。
- 事務局：昨年、関西電力から原発再稼働の関係で電気代を安くできるという提案があった。半年くらいかけて、関西電力や㈱エネットなど数社から見積もりをとって比較したところ、今回は関西電力が一番安くなった。
- 議長：本案を原案のとおり承認することについて諮ったところ満場一致で決定した。
- 議長：議案第 16 号 公益財団法人加古川食肉公社非業務執行理事・監事の賠償責任限定契約に関する事、について、事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。
- 議長：理事の質疑がなかったため、本案を原案のとおり承認することについて諮ったところ満場一致で決定した。
- 議長：議案第 17 号 公益財団法人加古川食肉公社理事長専決規程の一部を改正する規程制定の事、について、事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。
- 議長：理事の質疑がなかったため、本案を原案のとおり承認することについて諮ったところ満場一致で決定した。
- 議長：付帯決議について、事務局より説明をさせたのち、原案について理事の質疑・意見を求めた。
- 議長：理事の質疑がなかったため、本案を原案のとおり承認することについて諮ったところ満場一致で決定した。
- 議長：以上をもって、議案の審議等を終了したので、午後 3 時 20 分、議長は閉会を宣言し、解散した。

上記の議決を明確にするため、出席した理事長及び監事において、次のとおり記名押印する。

平成 30 年 3 月 20 日

平成 29 年度 第 2 回 公益財団法人加古川食肉公社理事会

議 長 理事長 ⑩

監 事 ⑩

監 事 ⑩